

第十管区海上保安本部（水路測量）公示第32号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和7年11月13日

第十管区海上保安本部長 大達 弘明（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 鹿児島県鹿児島地域振興局
- (2) 住所 鹿児島県鹿児島市小川町3-56

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区域 付図のとおり
- (2) 期間 令和7年11月13日から令和7年12月31日まで（うち2日間）

3 水路測量の実施方法

- (1) 測深 シングルビーム音響測深機を使用する
- (2) 測位 GNSSによる

4 航行船舶に対する安全処置

作業船は水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令55号）第六条に定める標識を掲げる

（付図）吹上浜海岸 赤塗りで示す区域

